

不登校児童生徒が相談・指導を受ける民間施設についての ガイドライン

令和 7 年 11 月
西脇市教育委員会

1 策定の趣旨

平成 29 年 2 月に施行された「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（教育機会確保法）では、その基本理念として、不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援を行うことが示された。不登校児童生徒の中には、フリースクール等の民間施設で支援を受けている者もあり、その社会的自立のためには、学校や市教育委員会と民間施設との連携を図ることが重要である。そこで、兵庫県教育委員会が策定した「不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドライン」を踏まえ、今回、西脇市教育委員会として、学校が民間施設に通所する不登校児童生徒の「出席扱い」について判断する際に留意すべき点を目安として示したガイドラインを策定する。

2 活用にあたって

民間施設はその性格、規模、活動内容等が様々であり、民間施設を判断する際の指針をすべて一律的に示すことは困難である。したがって、実際の運用に当たっては、このガイドラインに掲げた事項を参考としながら、地域の実態等に応じ、各民間施設への訪問等を通して、児童生徒の安全・安心が確保されていることや、施設における支援が児童生徒の社会的自立につながっているかなど、活動内容を十分把握し、総合的に判断されることが求められる。

3 指導要録上の出席扱いを判断するための留意事項

(1) 実施主体について

法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する相談・指導等に関し、深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。

(2) 事業運営の在り方と透明性の確保について

ア 不登校児童生徒に対する相談・指導を行うことを主たる目的としていること。

イ 我が国の義務教育制度を前提としつつ、不登校児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的自立につながる支援を行っていること。

ウ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料、入寮費等が明示され、

学校や保護者等に情報提供が行われていること。

(3) 相談・支援の在り方について

ア 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい支援が行われていること。

イ 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、対象となる者が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。

ウ 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ現に当該児童生徒の状況に応じた適切な内容の相談や支援が行われていること。

エ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。

オ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。

(4) 相談・支援スタッフについて

ア 相談・支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、不登校への支援について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。

イ 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが相談・支援にあたっていること。

ウ 宿泊による活動を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(5) 施設、設備について

ア 各施設にあっては、学習、心理療法、面接等種々の活動を行うために必要な施設、設備を有していること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(6) 学校と施設との関係について

児童生徒のプライバシーにも配慮の上、学校と施設が相互に不登校児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

(7) 家庭と施設との関係について

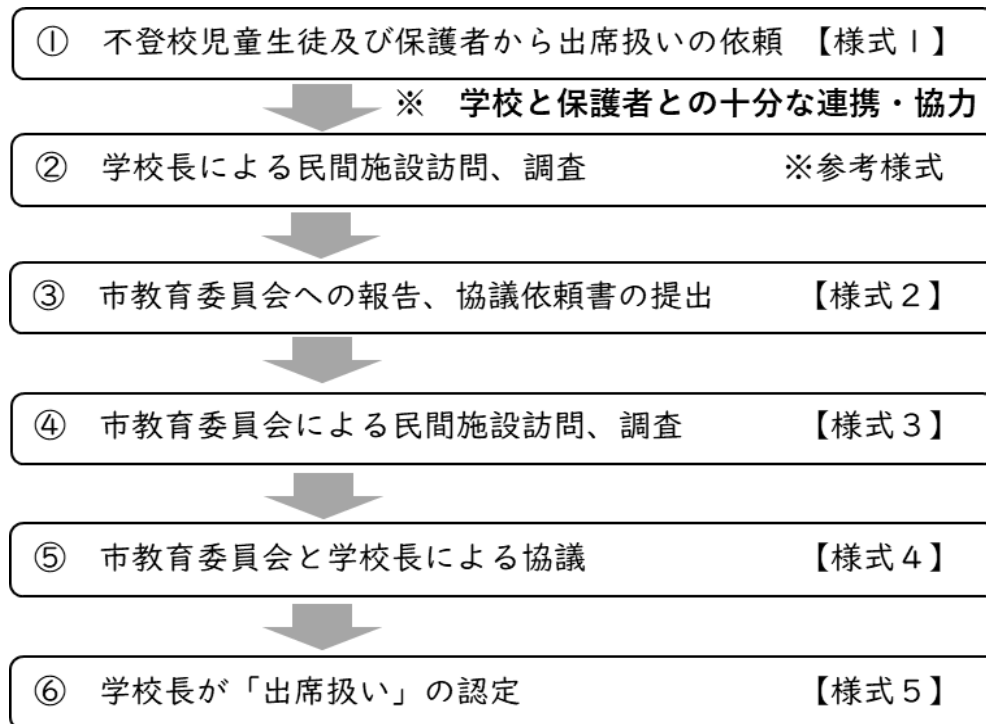
ア 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。

イ 特に、宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者の側に対し面会や退所の自由が確保されていること。

(8) 指導要録上の出欠の取扱いについて

ア 不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについては、令和元年10月25日付元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について」（通知）『別記1』によるものとする。

イ 事務手順



※1 出席扱いに当たっては、保護者からの申請日以降認められるものとする。